

令和首里城復興イベント実行委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、令和首里城復興イベント実行委員会（以下、「委員会」という。）の全体の総合調整を行うとともに、令和首里城復興イベント（以下、「復興イベント」という。）を円滑に行うことを目的とする。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を検討、協議するものとする。

- (1) 復興イベントの全体計画に関すること
- (2) 復興イベントの開催・総合調整・運営に関すること。
- (3) 復興イベントの広報・宣伝に関すること。
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は沖縄県知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副委員長は沖縄県副知事の職にある者をもってあてる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理するとともに委員会の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は別表1に掲げる職にあるものとし、委員長が委嘱する。
- 7 委員長は第6条（5）の中から、委員を追加で委嘱することができる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事)

第5条 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。この場合において、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者は出席委員とみなす。

(事業実施責任者)

第6条 委員会に次の各号のとおり実施責任者を置き、各事業の実施責任を負うものとする。

- (1) 国頭フェスティバル事業 国頭村長
- (2) 那覇フェスティバル事業 那覇市長
- (3) 木曳パレード・木遣行列事業 沖縄県土木建築部長
- (4) 首里城復興祭事業 一般財団法人沖縄美ら島財団理事長

(5) その他委員長が認めた者

(幹事会)

第7条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会に付議すべき事案を予め調査検討し、会議の円滑な運営を図る。
- 3 幹事会は、委員会により委託された付議事項を決することができる。
- 4 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 5 幹事長は、沖縄県土木建築部都市公園課課長をもってあてる。
- 6 副幹事長及び幹事は別表2に掲げる職にある者とし、委員長が委嘱する。
- 7 幹事長は会務を総括する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 9 幹事長の職務を代理する者は、あらかじめ幹事長が指定した者とする。
- 10 会議は幹事長が招集し、その議長となる。
- 11 会議は、幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 12 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者は出席幹事とみなす。
- 13 幹事長は、必要があるときは、専門家または関係者を参考人として幹事会に出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を沖縄県土木建築部都市公園課に置く。

- 2 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この規約は令和4年2月2日から施行し令和首里城復興イベントに関する事務終了までとする。